



平成30年3月22日

各位

会 社 名 株式会社オルトプラス

代表者名代表取締役CEO 石井 武

(コード番号:3672 東証第一部)

問合せ先 取締役 CFO 執行役員

竜石堂 潤一

財務·経理部長

(Tel. 03-4405-4339)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行(以下「本新株発行」といいます。)を 行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

1. 7011 2 1005		
(1)	払込期日	平成 30 年 4 月 19 日
(2)	発行する株式の種類	当社普通株式 54,000 株
	及び数	
(3)	発行価額	1 株につき 971 円
(4)	発行総額	52, 434, 000 円
(5)	割当予定先	当社執行役員 2名 36,000 株
		子会社代表取締役 1名 18,000 株
(6)	その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出して
		おります。

2. 発行の目的及び理由

(1) 発行の目的及び理由

当社は、平成28年12月1日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除く。)、執行役員及び従業員(以下「取締役等」と総称します。)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議いたしました。また、平成30年1月18日付で簡易株式交換による株式会社 scopes(以下「scopes」といいます。)の完全子会社化を決議し、平成30年3月1日の効力発生により scopes が当社の子会社となりましたが、今後、当社グループ内において重要な職務を担う scopes の創業メンバー3名(当社執行役員2名、scopes 代表取締役1名。以下「執行役員等」といいます。)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、執行役員等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、今回、特定譲渡制限付株式の発行を決定いたしました。

(2) 本制度の概要

本制度の対象となる執行役員等は、当社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式の付与のために支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとな

ります。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と執行役員等との間で、①当該執行役員等は、一定期間、割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

(3) 今回の発行内容

今回は、当社グループが属する業界における給与水準並びにインセンティブを考慮し、付与対象とした執行役員等が当社グループに参画し、業績の向上並びに業容の拡大に対して、更なるモチベーションの向上を図ることを目的といたしまして、金銭報酬債権合計 52,434,000 円(普通株式合計 54,000 株)を付与することといたしました。また、本制度の目的や効果等を勘案し、譲渡制限期間を3年間といたしました。

本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である執行役員等合計3名が、当社又は当社子会社に 対する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行を受けることとなりま す。

3. 株式割当契約の概要

本新株発行により発行される当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)については、当社と執行役員等との間で個別に譲渡制限付株式割当契約書(以下「本割当契約」といいます。)を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

- (1) 譲渡制限期間 平成30年4月19日~平成33年4月18日
- (2) 譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間(ただし、譲渡制限期間中に、執行役員等が当社又は当社子会社(以下「当社グループ」と 総称する。)の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも正当な理由により退任した場合 又は死亡により退任した場合には、当該退任までの期間とする。)中、継続して、当社グループの取締役、 執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点 (ただし、執行役員等が正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合は当該退任の直後の 時点)をもって、当該時点において執行役員等(ただし、執行役員等が死亡により退任した場合は執行役員 等の相続人)が保有する本株式の全部についての譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得事由

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償で取得する。また、執行役員等が本割当契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合等においても、本株式の全部又は一部を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会 (ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会) で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本株式の払込期日を含む月から当該承認の日を含む 月までの月数を 36 で除した数に、当該承認の日において執行役員等が保有する本株式の数を乗じた数 (ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。) の本株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

(5) 株式の管理

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、執行役員等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、当社及び執行役員等は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各執行役員等が保有する本株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、平成30年3月20日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である971円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えています。

なお、この価格は、東京証券取引所における当社の普通株式の 1 $_{7}$ 月(平成 30 年 2 月 21 日から平成 30 年 2 月 20 日まで)終値単純平均値である 971 円(円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。)からの乖離率 0.00%(小数点以下第 3 位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。)、3 $_{7}$ 月(平成 29 年 12 月 21 日から平成 30 年 3 月 20 日まで)終値単純平均値である 991 円からの乖離率 2.02%、6 $_{7}$ 月(平成 29 年 9 月 9 日 9

以上